

大阪府立刀根山高等学校いじめ防止基本方針

大阪府立刀根山高等学校

平成26年1月31日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。（「いじめ防止指針」大阪府教育委員会 H18.3 より）

本校では、「互いに違いを認め合い、ともに学びともに生きる」を教育目標として取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（「いじめの防止等のための基本的な方針」文部科学省 H25.10）

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

いじめ防止委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、
教育相談委員長、人権教育推進委員長
(必要に応じ、指導教諭 担任 顧問)

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

刀根山高等学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 新入生オリエンテーション 高校生活支援カードによって把握された生徒状況の集約 個人面談 授業公開	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR（いじめを考える） 個人面談 授業公開	保護者への相談窓口周知 生徒への相談窓口周知 人権HR（いじめをなくすために） 個人面談 授業公開	第1回 いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	校外学習	校外学習	校外学習	
6月	体育大会 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育大会 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	体育大会 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	
7月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置 第2回委員会（進捗確認）

9月	個人面談等	個人面談等	個人面談等	教育相談週間
10月	文化祭	文化祭	文化祭	上半期のいじめ状況調査
11月	情報授業（情報リテラシーについて） 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	人権 HR（就職差別を考える） 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	人権 HR（進路にかかわる人権問題）	第3回委員会（状況報告と取組みの検証）
12月	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート「安全で安心な学校を過ごすために」実施	アンケート回収箱の設置 職員研修
1月	人権 HR（携帯によるいじめ）		保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	
2月				第4回委員会（年間の取組みの検証）
3月				

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ防止委員会は、（各学期の終わりに、など）年4回、（検討会議を）開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、対処方法の検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

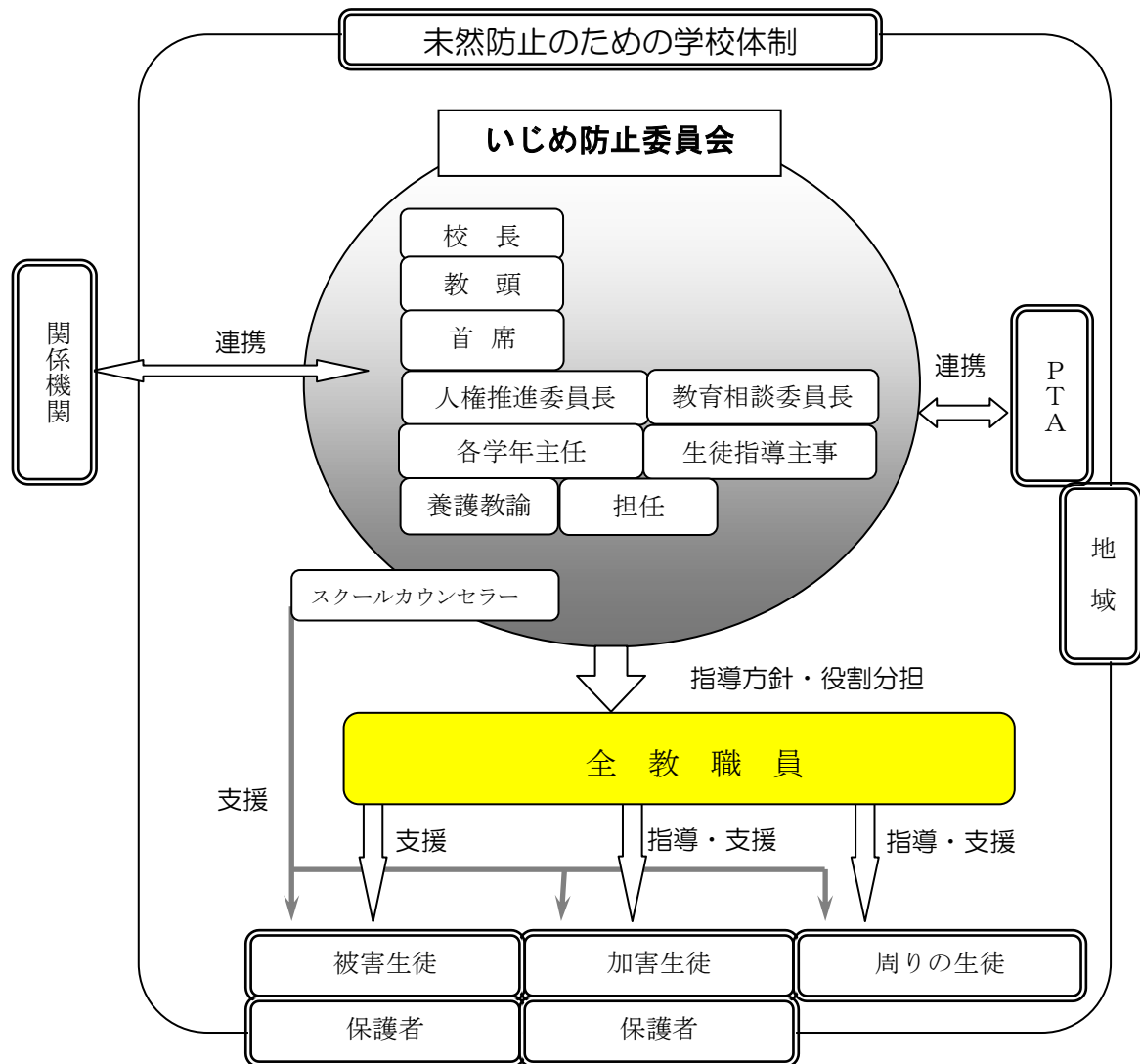
特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

学校は、生徒にとって安全で安心できる場所であってはならない。刀根山高等学校におけるいじめの未然防止に関する措置を実効的に行うため、学校としての組織的対応方針を「未然防止のための学校体制」として示し、その役割を下に挙げる。

- ・ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急委員会を開き、情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の確認、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった取組みを組織的に実施する役割

（未然防止のための学校体制）（いじめ対応プログラムⅠ 67 頁より参考）



2 いじめの防止のための措置

- (1) いじめは、すべての生徒に起こる可能性があり全生徒を対象に事前の働きかけ、未然防止の取組みを行うことが、最も合理的で有効な対策になる。そのため、平素から教職員に対してその点を周知し共通理解を図る必要がある。

いじめの未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めることから始まる。そのため、始業式等の集会時においていじめ防止に関する生徒への働き掛けを行うとともに、年2回の生徒向けいじめアンケートの際にいじめ防

止についてと相談窓口の周知を行う。体育大会、文化祭等の行事や学級活動、部活動などを通しての人間関係や集団形成を行い、一人ひとりに「学校での居場所」づくりを行う。また、1年次の教科「情報」において、外部指導者を招くなど、ネット上でのいじめ問題やメディアリテラシーについて取り扱う。

教職員向けには、職員会議や職員研修の場を活用し、いじめ防止に関する共通理解を図る。そして、日常的に全教職員が丁寧に生徒の観察・理解を進め、現状認識に努める。また、外部人材を利用した職員研修や他校の先進的事例見学等を実施する。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

授業や特別活動など学校教育のあらゆる場面で、生徒の自尊感情を育成することが必要である。また、各授業においてもすべての生徒が授業場面で活躍できるための授業改善も必要である。学力に対する自信の無さや不安を払しょくさせ、積極的に授業に参加できる取組みを工夫し、お互いに学び合う学習集団づくりが大切である。

そのために、年2回実施する授業公開の機会を活用することや、生徒アンケートのデータを利用し個人での振り返りや教科及び学年での授業改善に向けての検討会を実施することにより、すべての生徒が参加・活躍できる授業づくりに取り組む。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、未然防止のためには、生徒がお互いを認め合うことができる学校生活づくりが必要である。

生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるためには、生徒が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるよう、日頃からの生活指導（遅刻指導・服装指導・頭髮指導等）や生徒会活動（生徒委員会活動・体育大会・文化祭等）、部活動を充実させ、意識的に人間関係や集団形成を行い、学校への帰属意識を強化する。

ストレスに適切に対処するためには、少くらのストレスがあっても負けない自信を育むことと、他者の尊重や他者への感謝の気持ちによってストレスをコントロールするなどの力の育成が必要である。そのために、あらゆる学校教育活動や地域連携活動等での成功体験を積み重ねることにより、自分自身が認められる存在であることを実感させる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等が生徒を傷つけることもあり、指導の在り方に注意が必要である。このため、いじめている生徒や周りで傍観することを容認することの無いよう、職員研修や職員会議で生徒理解や指導力、人権意識、いじめに対する認識の向上をめざす。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業に積極的に参加することはもちろん、各種生徒委員会活動や体育大会などの学校行事、部活動、地域の活動に参加

することやボランティア活動を積極的に推進する。

また、生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、生徒会や生活委員会が中心となってポスターを掲示したり、生徒会の登校時のあいさつ運動の際にいじめ防止について呼びかけを行う。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。

いじめの早期発見のため、年2回のアンケート調査を実施し、日頃から生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、些細なことでも相談できる雰囲気醸成するとともに、家庭や地域と連携し生徒を見守る体制をつくる。

また、担任会等で日常的に生徒情報交換・共有を意識的に行う。生徒の変化に気づいた教員は、学年会・教育相談委員会・管理職・保健室・部顧問等に連絡することにより、いじめ防止委員会を開催するなどによりすべての教職員で情報を共有する。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを1学期及び2学期に実施し、申し出があれば、迅速に対応する。また、生徒との面談や保護者懇談等でも意識的に情報収集に努める。

いじめに関する相談事例を把握した場合、教育相談委員会で対応し担任や養護教諭等との面談を行う。また、必要に応じスクールカウンセラーに対応を依頼する場合もある。

日常的には、各授業の点呼の際やホームルームや部活動での生徒の様子を確認、生徒からの情報収集等により観察を行う。担任の行う生徒との面談時にもいじめの有無について確認を行う。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、普段から保護者との信頼関係を築くことにより、保護者が学校に対し相談しやすい雰囲気づくりをしておくことが大切である。また、生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できるよう、日常的な声掛けによるコミュニケーションを図ることや、クラス担任や部活動顧問による個人面談を行う。

(3) 教育相談委員会の配付するプリントや生活指導部の休業中の生活の注意、いじめア

ンケートの際の注意書きにより、相談体制を広く周知する。学校に直接相談しづらい生徒もいることがあるので、教育センターの相談窓口についても周知を図る。

学校教育自己診断を実施することで、相談体制が生徒、保護者にどれだけ周知され適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (4) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その解決に向けた学校の対応方針を伝え、生徒の思いを尊重し、プライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮した対応をする。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な生徒や保護者への対応については、(P10 別添資料)「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を参考にして、外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談す

る。

- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ防止委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、該当生徒からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてい

た「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題へとつなげる。また、いじめに関わった生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

体育祭や文化祭、校外学習等は生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、生徒が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ防止委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、教科「情報」において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

第5章 その他

この大阪府立刀根山高等学校いじめ防止基本方針は、平成26年1月31日から試行実施する。また、平成26年4月1日からは、本格実施することとする。

別添資料

5つのレベルに応じた 問題行動への対応チャート

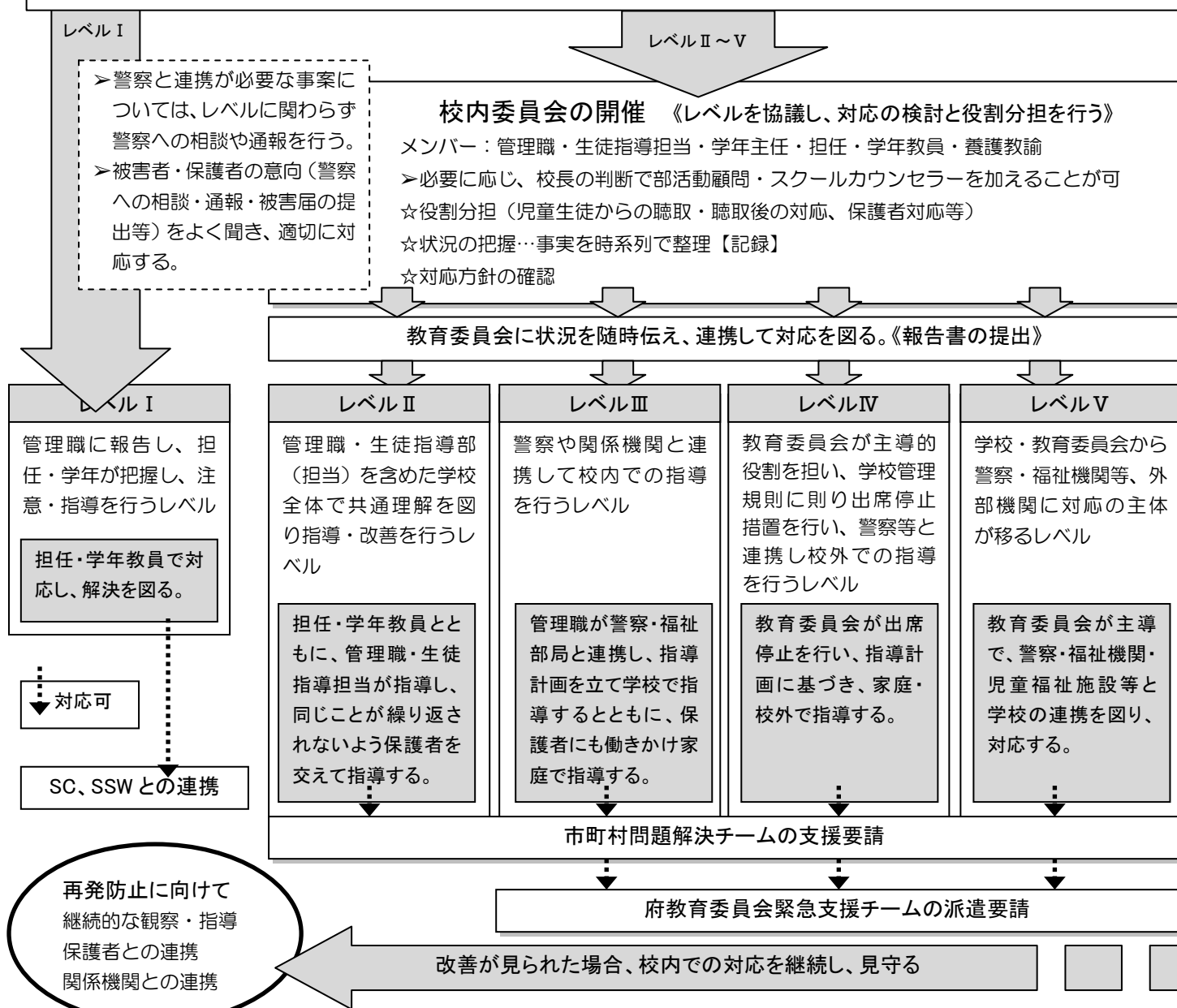
大阪市教育委員会資料に基づき作成

ね ら い

■児童生徒の問題行動の発生時に学校として必要な対応について、レベルⅠ～Ⅴの5段階に分けて例示した。レベルごとに分けて対処する意義は以下の4点であり、それは、加害者・被害者の保護、および教員の保護にもつながるものである。

- ①加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促し保護者の協力を要請する。
- ②問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ③教員が適切な指導が行えない状態を避ける。
- ④レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ問題行動の改善を図る。

■問題行動の重篤度に応じた学校の対応について、あらかじめ児童生徒・保護者等にチャートやレベルの例を示し理解・協力を求めることが重要である。



留 意 事 項

- 対応は、教育委員会への報告・相談を大切に、レベルⅠ・Ⅱでも警察と必要に応じて連携を図ることが考えられる。
- レベルⅠ～Ⅲは学校主体の対応だが、校長が問題行動をどのレベルの行為として扱うかの判断に迷う場合、教育委員会に相談する。
- いかなるレベルであっても同様の問題行動を繰り返す場合、ひとつ上の重いレベルとして対応する。
- 児童生徒間暴力・対教師暴力等は、上記チャートに従いレベルⅢ以上に位置付け、警察等と連携し、毅然とした姿勢で対応する。